

消費税法施行規則の一部を改正する省令要旨

- 1 外国人旅行者向け消費税免税制度について、自動販売機型輸出物品販売場の許可申請書、指定自動販売機の変更届出書及び自動販売機型輸出物品販売場とみなされる臨時販売場の設置届出書等の記載事項等を定めることとする。(第10条～第10条の3、第10条の8、第10条の9関係)
- 2 金又は白金の地金の課税仕入れが取引所金融商品市場における取引により行われる場合の仕入税額控除の要件として保存することとなる本人確認書類は、当該課税仕入れの媒介等を行う者の本人確認書類とすることとする。(第15条の4関係)
- 3 法人の確定申告書の提出期限を延長する旨の届出書等の記載事項について定めることとする。(第23条の2関係)
- 4 法人の確定申告書の提出期限の特例の適用を受ける場合における輸出取引等の証明書類等の保存期間について所要の整備を行うこととする。(第23条の3関係)
- 5 その他所要の規定の整備を行うこととする。
- 6 この省令は、別段の定めがあるものを除き、令和2年4月1日から施行することとする。(附則第1条関係)